



山形県公報

平成22年4月27日(火)
第2138号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……557

告 示

○県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
○道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……558
○同……………(同) ……同
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
○山形県土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……559

公 告

○平成22年度調理師試験の実施……………(保健薬務課) ……同
○大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……同

正 誤

規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。
第22条第1項中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年4月28日から同年5月11日まで縦覧に供する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路 線 名 | 天童大江線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 天童市大字小関字堅田前1232番1から
同 宇田切1290番2まで |

3 供用開始の期日 平成22年4月28日

山形県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市河井字若宮前1598番から 同 泉字岡八二693番3まで	旧	62.0メートル } 16.0	メートル 2,240
同 上	新	62.0メートル } 16.0	同 上
長井市歌丸字界齊七1042番2から 同 泉字岡八二693番3まで		220.0メートル } 29.0	メートル 1,340

山形県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成22年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市小出481番16から 同 485番27まで	旧	20.5メートル } 16.0	メートル 16
同 上	新	16.0メートル } 16.0	同 上

山形県告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき長井市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 長井都市計画公園
 - (2) 名称 6・4・1号生涯学習プラザ運動公園
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第435号

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県土地区画整理事業費補助金交付規程（昭和46年12月県告示第1709号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考第1号中「居住環境整備事業」を「土地区画整理事業」に改め、同備考第2号口中「地域活力基盤創造交付金」を「社会資本整備総合交付金」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成22年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成22年7月7日（水）
(2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成22年5月31日（月）から平成22年6月11日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号山形県健康福祉部保健薬務課に提出すること（郵送による場合は山形県健康福祉部保健薬務課あてとし、平成22年6月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県健康福祉部保健薬務課（電話023-630-2329）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成22年8月27日まで縦覧に供する。

平成22年4月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くしびきショッピングプラザ
鶴岡市丸岡字鳥飼121番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号
代表取締役 阿部恵

3 変更する事項

駐車場の収容台数
（変更前）279台
（変更後）272台

4 変更年月日

平成22年11月27日

5 届出年月日

平成22年3月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年8月27日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

発行年月日	県公報 番 号	ページ	正 誤	
			行	誤 正
平成22. 4. 1	号外(12)	1	7	第1号 第2号
同	号外(14)	18	18	第1号 第2号
同	号外(17)	1	10	第1号 第2号
同	同	同	20	第2号 第3号